

令和 6 年 1 0 月 1 4 日開催
第 1 2 回新宿区選挙管理委員会臨時会

1 議 案

- (1) 議案第 5 9 号 投票管理者及び同職務代理者の選任について
- (2) 議案第 6 0 号 在外選挙人名簿の抹消について
- (3) 議案第 6 1 号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- (4) 議案第 6 2 号 公営ポスター掲示場の設置場所について
- (5) 議案第 6 3 号 選挙人名簿の抹消について
- (6) 議案第 6 4 号 選挙人名簿の登録について
- (7) 議案第 6 5 号 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 5 0 分の 1 の数について
- (8) 議案第 6 6 号 選挙事務従事者の委嘱について

2 協議・報告事項等

- (1) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第 1 区）の立候補
受付について

3 今後の日程について

投票管理者及び同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第 3 7 条及び同法施行令第 2 4 条の規定に基づき提出するものです。

在外選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

在外選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

(1) 死亡者

抹消者数	0 名	(男	名	女	名)
------	-----	-----	---	---	-----

(2) 国籍喪失者

抹消者数	0 名	(男	名	女	名)
------	-----	-----	---	---	-----

(3) 国内に住民票が新たに作成されて四箇月を経過した者

抹消者数	1 名	(男	名	女	1 名)
------	-----	-----	---	---	-------

(4) 誤載者

抹消者数	0 名	(男	名	女	名)
------	-----	-----	---	---	-----

(説明)

公職選挙法第 3 0 条の 11 の規定に基づき提出するものです。

期日前投票所の投票立会人の選任について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所
裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙一覧のとおり
選任する。

(説明)

公職選挙法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき提出するもの
です。

公営ポスター掲示場の設置場所について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

公営ポスター掲示場の設置場所について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所
裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙「ポスター掲
示場 設置場所一覧」のとおり定める。

(説明)

公職選挙法第 1 4 4 条の 2 の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

(1) 転出後 4 か月を経過した者

抹消者数 2, 6 9 7 名 (男 1, 439 名 女 1, 258 名)

(2) 死亡者

抹消者数 3 1 1 名 (男 162 名 女 149 名)

(3) 誤載者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(4) その他の減

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(説明) 公職選挙法第 2 8 条の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

選挙人名簿の登録について

このことについて、別紙のとおり登録する。

(1) 選挙人名簿登録者

登録者数 3, 0 5 2 名 (男 1, 678 名 女 1, 374 名)

(説明)

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき提出するものです。

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

このことについて、下記のとおりである。

記

- 1 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 9 2, 6 9 2 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 5, 8 4 6 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 5, 5 0 2 人

(説明)

選挙人名簿登録者 2 7 5, 0 7 6 人

地方自治法第 74 条、第 76 条他

市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条他の規定に基づき
提出するものです。

選挙事務従事者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江

選挙事務従事者の委嘱について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所
裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙のとおり委嘱
する。

(説明)

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき提出するものです。